

低入札価格調査制度における数値的判断基準の一部改正について

令和2年2月28日
宮城県石巻市

現在、低入札価格調査制度における数値的判断基準の設定基準は、国土交通省の低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査を基準としておりますが、特別重点調査の係数の一部が改正されたことから、それに合わせ、下記のとおり改正します。

記

1 主な改正内容

(1) 数値的判断基準の一部改正

石巻市低入札価格調査要綱第5条第1項の数値的判断基準の設定基準を次のように改める。
※調査基準価格を下回る価格で入札した場合、下記(1)～(4)のいずれかの金額が下回った場合、失格となる。

【改正】

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

【現行】

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2 実施した場合の影響・効果等

公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ防止を図る。

3 施行年月日

令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告をする工事について適用する。

【お問い合わせ先】

石巻市総務部管財課契約グループ

電話 0225-95-1111 内線4085